

福島県の大雨警報・注意報基準の暫定的な運用について

福島県では、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」と、平成23年4月11日に発生した福島県浜通りの地震による地盤の緩みを考慮し、大雨警報・注意報について、土壌雨量指数基準を引き下げて運用しているところです。

今般、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」で観測された各地の震度について精査した結果、福島市と本宮市が震度6弱、天栄村が震度6強となりました。

このため、以下の通り暫定基準を変更して運用しますので、お知らせします。

○暫定基準を変更する市、村

通常基準の8割を6割に変更：福島市、本宮市、天栄村

なお、引き続き地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

本件に関する問い合わせ先
福島地方気象台防災業務課
防災気象官（電話 024-534-0321）

